

住宅市街地総合整備事業に係る新規採択時評価実施要領細目

第1 評価の対象とする事業の範囲

この細目の対象とする事業は、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国土交通省住市発第350号。以下「制度要綱」という。）に規定する住宅市街地総合整備事業のうち、制度要綱第5に規定する整備計画に基づいて行われる事業とする。

第2 評価を実施する事業

1 事業単位の取り方

住宅市街地総合整備事業の新規採択時評価は、制度要綱第5に規定する整備計画ごとに行うものとする。

2 用語の定義

国土交通省所管公共事業の新規採択時評価実施要領（平成15年3月31日付け国官総第702号の3、国官技第351号の3。）の「新規事業採択」とは、「整備計画国土交通大臣承認」（変更を除く）とする。

第3 評価の実施及び結果等の公表

1 評価の実施手続き

(1) 評価の実施主体

評価は、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が実施することとする。

(2) 評価に係る資料

評価に係る資料は、以下のとおりとする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

①事業概要

②第4に定める評価に関する指標

2 評価結果等の公表

(1) 公表内容

評価結果、採択箇所及び評価手法に関する資料とする。

(2) 公表方法

記者発表、閲覧等によるものとする。

第4 評価手法の設定

評価は、以下の指標に基づき実施するものとする。

(1) 事業採択の前提条件を確認するための指標

(2) 事業の効果や必要性を評価するための指標

なお、各指標に関する詳細な事項及び新規事業採択を決定する際の判断基準等については、別に定める評価手法によるものとする。

第5 その他の事業

住宅市街地総合整備事業のうち、制度要綱第5に定める整備計画を定めない事業については、別途評価の指針を定めることとする。

第6 施行期日

本細則は、平成20年4月1日から施行する。

住宅市街地総合整備事業に係る再評価実施要領細目

第1 再評価の対象とする事業の範囲

この細目の対象とする事業は、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国土交通省住市発第350号。以下「制度要綱」という。）に規定する住宅市街地総合整備事業のうち、制度要綱第5に規定する整備計画に基づいて行われる事業とする。

第2 再評価を実施する事業

1 事業単位の取り方

住宅市街地総合整備事業の再評価は、制度要綱第5に規定する整備計画ごとに行うものとする。

2 用語の定義

(1) 事業採択

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成15年3月31日付け国官総第702号の3、国官技第351号の3。）第3の1の「事業採択」とは、「整備計画国土交通大臣承認」（変更を除く）後のはじめての「事業費（整備計画策定等事業を除く）の予算化時点」とする。

(2) 未着工の事業

実施要領第3の1の「未着工の事業」とは、住宅市街地総合整備事業の整備計画に予定されている補助対象事業について、用地の買収及び賃貸借等の契約あるいは工事の発注が1件も成立していないもの（密集住宅市街地整備型重点整備地区を含む地区については、地元住民協議会等が設立され事業普及促進活動等がなされている事業を除く。）とする。

第3 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続き

(1) 再評価の実施主体

再評価は、当該住宅市街地総合整備事業の整備計画策定者が実施することを原則とする。ただし、再評価を行うに際しては、当該事業の施行者（制度要綱第2に規定。以下「施行者」とする。）は、必要な協力を行うとともに、整備計画策定者は施行者の意見を聴取することとする。

(2) 再評価に係る資料

再評価に係る資料は、以下のとおりとする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

① 事業概要

② 第4の1に定める再評価に関する指標

(3) 事業評価監視委員会に提出する資料

事業評価監視委員会に提出する資料は、以下のとおりとする。

① 再評価に係る資料

② 対応方針（事務局案）

③ 再評価を実施する事業の一覧表

2 評価結果、対応方針等の公表

(1) 公表内容

再評価を実施した事業の一覧表、再評価に係る資料、対応方針、事業評価監視委員会における意見の具申内容、再評価の結果の根拠等を取りまとめた資料を公

表する。

(2) 公表方法

公表は、再評価の実施主体における閲覧等によるものとする。

第4 評価の方法

1 詳細な評価手法の設定

再評価は以下の指標に基づき実施するものとする。

- (1) 事業の進捗状況に関する指標
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標
- (3) 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化に関する指標
- (4) 一部供用の開始されている住宅等の利用状況
- (5) コスト縮減や代替案立案等の可能性に関する検討

なお、各指標に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等については、別に定める。ただし、これらの評価手法を参考に、再評価の実施主体は、地域の実情や個別事業の特性等に応じて評価手法を設定できるものとする。

第5 施行期日

本細則は、平成20年4月1日から施行する。

住宅市街地総合整備事業に係る事後評価実施要領細目

第1 事後評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国土交通省住市発第350号。以下「制度要綱」という。）に規定される住宅市街地総合整備事業のうち、制度要綱第5に定める整備計画に基づいて行われる事業とする。

第2 事後評価を実施する事業

1 「事業完了」の定義

原則として補助事業が完了した時点とする。

2 「事業の単位」の定義

原則として制度要綱第5に規定する整備計画に定める整備計画の区域とする。

第3 事後評価の実施及び結果の公表

1 事後評価の実施主体

事後評価は、原則として、当該住宅市街地総合整備事業の整備計画策定者が実施する。ただし、事後評価の実施に際しては、当該事業の施行者（制度要綱第2に規定する施行者をいう。以下同じ。）は、必要な協力を行うとともに、整備計画策定者は、施行者の意見を聴取することとする。

2 事後評価の実施時期

事業完了後5年目の年度末までに実施する。

3 「事後評価に係る資料」の内容

事後評価の実施主体は、事後評価を行うに当たって必要となる以下の資料を作成する。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

① 事業概要

② 第4に定める項目に係る資料

4 改善措置の実施主体

改善措置の実施主体は整備計画策定者とする。ただし、施行者が整備計画策定者と異なる場合にあつては、整備計画策定者は施行者と調整を行い、実施主体を決定するものとする。

5 結果等の公表方法

国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領（平成15年3月31日付け国官総第702号の3、国官技第351号の3。）第4の2に規定された「対応方針等の公表」の方法は、事後評価の実施主体における閲覧等によるものとする。

第4 評価の手法

実施要領第5の1及び3に基づき定めた評価手法として、別に定める「住宅市街地総合整備事業の事後評価項目・内容」における①から④の評価項目については事業完了後における実績の確認等を行う。⑤から⑦の評価項目については①から④の評価結果を踏まえ、必要性を検討する。

第5 施行期日

本細目は、平成20年4月1日から施行する。